

足利市でサテライトオフィスを開設しませんか？

～令和3年度 足利市サテライトオフィス整備事業費補助金のご案内～

<2021.4.1版 足利市>

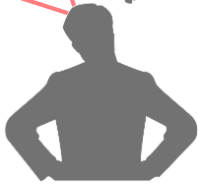
今般発生したコロナウイルス感染症は、企業活動に多大な影響を及ぼしています。しかし、そのような状況下において、感染症対策とICT等がもたらした「新たな働き方」に対する取組みは、国内外の企業で加速し、テレワーク等の導入がメディアに取り上げられることも多くなりました。

そこで、足利市では、アフターコロナを見据え、**企業が取り組む従業員のワークライフバランスの充実を支援し、新たな働き方を促進させるため、サテライトオフィスの開設に必要な改修費用の一部を支援**させていただきます！

1. こんな方に活用いただける制度です！

市外企業の皆さま

- ・**新たな働き方への対応**が迫られている。
- ・**従業員のワークライフバランスを実現したい！**



空き物件所有者の皆さま

- ・**使い道のない不動産を持っている。**
- ・誰かに貸したいが、借り手が見つからない。



市内企業の取引先企業の皆さま

- ・良く足利に来るが**事務スペースがない。**
- ・いつでも利用できる**会議室が欲しい。**



【本支援制度上のサテライトオフィスの考え方について】

- ・以下の全ての項目に該当する場合、本支援制度の補助対象になる可能性があります。（その他諸条件あり）
- サテライトオフィスの設置目的が、従業員のワークライフバランスの充実及び多様な働き方の促進を図ることであること。
- 場所や時間その他の制約にとらわれない柔軟な働き方が実現できること。
- 拠点事務所から離れた場所に開設する事務所であること。
- 当該事務所へは遠隔勤務ができるよう通信機能等を整えること。
- 足利市内の空き物件を利用し、交付申請時には空き物件の状態であること。
- 3年以上、サテライトオフィスとして維持・運用していくこと。
- まだ整備を実施していないこと。（すでに整備を実施したものについては、補助対象外です。）

※上記の項目に該当しない「営業所」や「事務所」の開設は補助の対象外です。

制度利用の流れは
2～3ページ目をご確認ください。

2. 支援制度の概要

補助対象者	○市内の空き物件などを活用してサテライトオフィスを開設する企業 ○市内の空き物件などを所有している方で、当該物件を改修してサテライトオフィスとして売買若しくは賃貸借を行う方
補助対象経費	空き物件などをサテライトオフィス化するために必要な改修費 【例】インターネット環境整備費、電話回線・電気配線工事費、照明・空調・セキュリティー関連機器の整備費、パーテーションの設置費など
補助額	補助対象経費の1/2 (1,000円未満切り捨て) 最大200万円
補助条件	○3年以上継続してサテライトオフィスとして維持、運営される見込みがあること ○改修工事完了後、取組み内容の公表に同意すること ○その他の法令に違反のないこと ○市税に滞納がないこと など諸条件有 ※すでに改修工事を完了している、または改修工事中であるものにつきましては、補助対象外となります。

3. 制度利用の流れ（一例）

以下に、足利市にサテライトオフィスを開設する基本的な流れの一例を、**空き物件の利用者(企業等)**と**空き物件の所有者**に分けて解説します。※空き物件の所有者に関しましては3ページ目をご確認ください。

空き物件利用者(企業等)

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

① これから設置を検討しているサテライトオフィスについて、市の補助対象となるか否かを確認する。

【本支援制度上のサテライトオフィスの考え方について】

- ・以下の全ての項目に該当する場合、本支援制度の補助対象になる可能性があります。（その他諸条件あり）
 - サテライトオフィスの設置目的が、従業員のワークライフバランスの充実及び多様な働き方の促進を図ることであること。
 - 場所や時間その他の制約にとらわれない柔軟な働き方が実現できること。
 - 拠点事務所から離れた場所に開設する事務所であること。
 - 当該事務所へは遠隔勤務ができるよう通信機能等を整えること。
 - 足利市内の空き物件を利用し、交付申請時には空き物件の状態であること。
 - 3年以上、サテライトオフィスとして維持・運用していくこと。
 - まだ整備を実施していないこと。（すでに整備を実施したものについては、補助対象外です。）

※上記の項目に該当しない「営業所」や「事務所」の開設は補助の対象外です。

② 上記以外の補助要件について、市の交付要領等を確認する。

2. 足利市内の空き物件を探す

○空き物件の検索等につきましては、市内の不動産会社をご活用ください。

※工業振興課へお問合せいただければ、売買又は賃借を希望する空き物件をご紹介できる場合があります。

3. 空き物件がサテライトオフィスとして使用できるか否かを市に確認する

【要事前相談】建築基準法、都市計画法等の関係法令における確認を行います。

①**空き物件の位置図**、②**改修前の平面図**、③**改修後の平面図(※)**、④**土地・家屋の全部事項証明書**、⑤**公図**を工業振興課へご提示ください。

※「③改修後の平面図」は、改修前の平面図に手書きやCADでサテライトオフィスのレイアウト等を記載したものを想定しています。

※関係法令の確認作業につきましては、時間を要する可能性もあります。（例：所在地が市街化調整区域であった場合等）

4. 空き物件の所有者と契約

○空き物件であれば、売買又は賃貸借等の条件はありません。

5. 交付申請書等を市へ提出 ⇒ 市が交付決定通知書を交付

○市HPから提出書類の様式をダウンロードし、申請書類を作成します。

【注意】紙媒体提出前に工業振興課へメールを送付し、内容の事前確認を行ってください。

事前確認メールアドレス：kougyou@city.ashikaga.lg.jp

○その他の添付書類につきましては、本リーフレットや市HPをご確認ください。

○交付申請書等は、サテライトオフィスの整備に係る行為に着手しようとする日の前日までに、紙媒体で提出してください。

6. 改修工事（着工 ⇒ 完了）

7. 改修工事費を施工業者へ支払い

8. 実績報告書・請求書等を市へ提出

○市HPから提出書類の様式をダウンロードし、申請書類を作成します。

【注意】紙媒体提出前に工業振興課へメールを送付し、内容の事前確認を行ってください。

事前確認メールアドレス：kougyou@city.ashikaga.lg.jp

9. 補助金の交付

10. 3年以上継続してサテライトオフィスとして維持・運用

○運用状況について、必要に応じて現地確認を実施します。

○支援制度活用事例として、市HPにて公表させていただく場合もあります。

改修中に整備内容や金額に変更がある場合は、**実績報告書提出前に変更申請書を提出していただく必要があります。**

※4ページ参照

まず始めに、制度利用の流れを確認しよう！



空き物件所有者

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

① これから整備を検討している空き物件について、市の補助対象となるか否かを確認する。

【本支援制度上のサテライトオフィスの考え方について】

・整備後の空き物件が、以下の全ての項目に該当する場合、本支援制度の補助対象になる可能性があります。
(その他諸条件あり)

- 整備後のサテライトオフィスを利用する者が、遠隔勤務ができるように通信機能等を整えること。
- 足利市内の空き物件を整備し、交付申請時には空き物件の状態であること。
- 3年以上、サテライトオフィスとして維持・運用していくこと。
- まだ整備を実施していないこと。(すでに整備を実施したものについては、補助対象外です。)

※上記の項目に該当しない空き物件の整備は補助の対象外です。

② 上記以外の補助要件について、市の交付要領等を確認する。

【注意】整備後のサテライトオフィスへの入居者との賃貸借契約につきましては、市は介入しません。

ただし、入居者につきましては、以下の要件を全て満たす者とします。

- 入居者が雇用する従業員及び入居者自身におけるワークライフバランスが充実し、多様な働き方が促進されること。
- 場所や時間その他の制約にとらわれない柔軟な働き方が実現できること。
- 入居者がすでに別の場所に事務所を有する場合、拠点事務所から離れた場所に開設する事務所であること。
- 遠隔勤務を実施すること。

2. 空き物件がサテライトオフィスとして使用できるか否かを市に確認する

【要事前相談】建築基準法、都市計画法等の関係法令における確認を行います。

①空き物件の位置図、②改修前の平面図、③改修後の平面図(※)、④土地・家屋の全部事項証明書、⑤公図を工業振興課へご提示ください。

※「③改修後の平面図」は、改修前の平面図に手書きやCADでサテライトオフィスのレイアウト等を記載したものを想定しています。

※関係法令の確認作業につきましては、時間を要する可能性もあります。(例：所在地が市街化調整区域であった場合等)

3. 交付申請書等を市へ提出 ⇒ 市が交付決定通知書を交付

○市HPから提出書類の様式をダウンロードし、申請書類を作成します。

【注意】紙媒体提出前に工業振興課へメールを送付し、内容の事前確認を行ってください。

事前確認メールアドレス：kougyou@city.ashikaga.lg.jp

○その他の添付書類につきましては、本リーフレットや市HPをご確認ください。

○交付申請書等は、サテライトオフィスの整備に係る行為に着手しようとする日の前日までに、紙媒体で提出してください。

4. 改修工事（着工 ⇒ 完了）

5. 改修工事費を施工業者へ支払い

6. 実績報告書・請求書等を市へ提出

○市HPから提出書類の様式をダウンロードし、申請書類を作成します。

【注意】紙媒体提出前に工業振興課へメールを送付し、内容の事前確認を行ってください。

事前確認メールアドレス：kougyou@city.ashikaga.lg.jp

改修中に整備内容や金額に変更がある場合は、実績報告書提出前に変更申請書を提出していただく必要があります。

※4ページ参照

7. 補助金の交付

8. 3年以上継続してサテライトオフィスとして維持・運用

○運用状況について、必要に応じて現地確認を実施します。

○支援制度活用事例として、市HPにて公表させていただく場合もあります。

【注意】整備後のサテライトオフィスへの入居者との賃貸借契約につきましては、市は介入しません。入居者につきましては、以下の要件を全て満たす者とします。

- 入居者が雇用する従業員及び入居者自身におけるワークライフバランスが充実し、多様な働き方が促進されること。
- 場所や時間その他の制約にとらわれない柔軟な働き方が実現できること。
- 入居者が別の場所に事務所を有しており、拠点事務所から離れた場所に開設する事務所であること。※新規創業の企業は賃貸借契約の対象外です。
- 遠隔勤務を実施すること。

4. 申請について

(1) 申請書類 ※【指定様式】につきましては、市ホームページよりダウンロードしてください。

No.	申請書類	備考
1	交付申請書	【指定様式】あり
2	事業計画書	【指定様式】あり
3	整備に要する経費の見積書や明細書の写し ※整備項目だけではなく、内容の詳細が分かるもの	
4	整備前の事務所等の写真	
5	整備後の平面図（完成後のレイアウト等を明示した平面図）	
6	空き物件所有者の改修工事同意書又は賃貸借契約書の写し ※申請者が空き物件の所有者の場合、提出不要	
7	空き物件の所有者を明らかにする書類	
8	誓約書	【指定様式】あり
9	【法人】登記事項証明書、【個人事業主】開業届など の写し 【個人】身分を証明する書類の写し	申請者の人格に応じて、必要な書類を添付
10	申請者名義の通帳の写し	

(2) 申請先・申請方法

【申請先】足利市役所 産業観光部 工業振興課 工業担当 0284-20-2110

【申請方法】持参のみ（申請書類の内容について説明のできる方がお持ちください。）

【申請期間】令和3(2021)年4月1日～令和3(2021)年12月28日

※予算の上限額に達した場合には申請期限の令和3(2021)年12月28日を待たず、終了することとなりますのでご注意ください。

紙媒体提出前に工業振興課へメールを送付し、内容の事前確認を行ってください。（上記の申請書類のデータを送付）
事前確認メールアドレス：kougyou@city.ashikaga.lg.jp

5. 変更申請について

市から交付決定を受けた方のうち、申請の内容を変更する場合は、実績報告書の提出前に、変更申請書を提出し、市の変更交付決定を受ける必要があります。

【変更申請が必要な変更の範囲】

事業計画書に記載のある、「3.働き方改革の内容」、「4.整備内容・整備金額」、「5.サテライトオフィスの運用」について変更がある場合 ※以上の3項目に関わらず、変更がある場合はご連絡ください。

(1) 変更申請書類 ※【指定様式】につきましては、市ホームページよりダウンロードしてください。

No.	申請書類	備考
1	変更交付申請書	【指定様式】あり
2	変更後の事業計画書	【指定様式】あり
3	整備に要する経費の見積書や明細書の写し ※整備項目だけではなく、内容の詳細が分かるもの	整備金額に変更がある場合

(2) 変更申請のタイミング

整備を開始し、当初申請した内容から変更せざるを得ない事情が発生した時（実績報告書提出前まで）

【お問合せ先】

足利市役所 産業観光部 工業振興課 工業担当

〒326-8601 足利市本城3丁目2145（本庁舎別館3階）

電話：0284-20-2110 FAX:0284-20-2259 E-mail：kougyou@city.ashikaga.lg.jp